

特定非営利活動法人 江戸城天守を再建する会 定款

新旧対照表

新	旧
(事業の種類) 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。 (1) <b>江戸城天守</b> 再建の規模・様式、実施方法等の調査・検討並びに建設を行う事業 (2) 再建 <b>江戸城天守</b> の有効活用をはかるため、歴史・文化・観光等についての調査・研究並びに維持・管理、運営を行う事業 (3) <b>江戸城天守</b> 再建の意義・必要性及びその実現方法並びに維持・管理、運営等について広報宣伝する事業 (4) <b>江戸城天守</b> 再建の世論喚起のためのシンポジウム等のイベントを実施する事業	(事業の種類) 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。 (1) <b>江戸城</b> 再建の規模・様式、実施方法等の調査・検討並びに建設を行う事業 (2) 再建 <b>江戸城</b> の有効活用をはかるため、歴史・文化・観光等についての調査・研究並びに維持・管理、運営を行う事業 (3) <b>江戸城</b> 再建の意義・必要性及びその実現方法並びに維持・管理、運営等について広報宣伝する事業 (4) <b>江戸城</b> 再建の世論喚起のためのシンポジウム等のイベントを実施する事業
(入会) 第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。 2 会員として入会しようとするものは、 <b>理事会</b> が別途定める入会申込書により、 <b>理事会</b> に申し込むものとする。 3 <b>理事会</b> は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。 4 <b>理事会</b> は、第2項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨通知しなければならない。	(入会) 第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。 2 会員として入会しようとするものは、 <b>理事長</b> が別途定める入会申込書により、 <b>理事長</b> に申し込むものとする。 3 <b>理事長</b> は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。 4 <b>理事長</b> は、第2項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨通知しなければならない。
(会費) 第8条 会員は総会において定める「年会費」を納入しなければならない。	(会費) 第8条 会員は総会において定める「年会費」と <b>理事会</b> において定める「入会金」を納入しなければならない。

新	旧
(種別及び定数) 第13条 この法人は次の役員を置く。 (1) 理事 5名以上 <u>20名以内</u> とする (2) 監事 1名以上3名以内とする	(種別及び定数) 第13条 この法人は次の役員を置く。 (1) 理事 5名以上 <u>15名以内</u> とする (2) 監事 1名以上3名以内とする
(選任等) 第14条 理事及び監事は、 <u>総会</u> において選任する。 2 <u>理事長</u> 、副理事長、専務理事、常務理事は理事会において <u>互選</u> する。	(選任等) 第14条 理事及び監事は、 <u>理事会</u> において選任する。 2 <u>理事長は理事会の推薦により総会において選任する。</u> 副理事長、専務理事、常務理事は理事会において選任する。
(任期等) 第16条 役員の任期は2年とし、 <u>選任から2年後の通常総会までとする</u> 。ただし、再任を妨げない。	(任期等) 第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
(解任) 第18条 理事が次の各号の一に該当する場合には、 <u>総会</u> の議決により、これを解任することができる。 3 <u>理事長、副理事長、専務理事、常務理事が第1項の(1)、(2)の何れかに該当する場合には、理事会の議決により、その役職を解任することが出来る。</u>	(解任) 第18条 理事が次の各号の一に該当する場合には、 <u>理事会</u> の議決により、これを解任することができる。 3 <u>理事長、副理事長、専務理事、常務理事が第1項の(1)、(2)の何れかに該当する場合には、理事長においては総会の議決により、副理事長、専務理事、常務理事においては理事会の議決により、その役職を解任することが出来る。</u>
(構成) 第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (2) 年会費	(構成) 第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (2) 入会金及び年会費